

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年11月26日

【発行者名】 シティグループ・ファースト・インベストメント・
マネジメント・リミテッド
(Citigroup First Investment Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ソン・リ
(Song Li, Director)

【本店の所在の場所】 香港、セントラル、ガーデン・ロード3、
チャンピオン・タワー50/F
(50/F, Champion Tower,
Three Garden Road, Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 辯護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 辯護士 三 浦 健
同 飯 村 尚 久
同 中 野 恵 太
同 小 中 諒

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）ト
ラスト - フレキシベータファンドVT5/VT10
(Red Arc Global Investments (Cayman) Trust - Flexibeta Fund
VT5/VT10)

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の金
額】 (i) 当初申込期間（2019年12月2日から2019年12月18日まで）
フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5豪ドルヘッジクラス（以下
「VT5豪ドルヘッジクラス」という。）
10億豪ドル（約728億8,000万円）を上限とする。
フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10豪ドルヘッジクラス（以下
「VT10豪ドルヘッジクラス」といい、VT5豪ドルヘッジクラスとあ
わせて「豪ドル建て受益証券」という。）
10億豪ドル（約728億8,000万円）を上限とする。
(注) 豪ドルの円換算額は、便宜上、2019年9月30日現在における株式会社三菱U
F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=72.88円）による。以下
別段の記載がない限りこれによる。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5ユーロヘッジクラス(以下「VT5ユーロヘッジクラス」という。)

10億ユーロ(約1,180億2,000万円)を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10ユーロヘッジクラス(以下「VT10ユーロヘッジクラス」といい、VT5ユーロヘッジクラスとあわせて「ユーロ建て受益証券」という。)

10億ユーロ(約1,180億2,000万円)を上限とする。

(注)ユーロの円換算額は、便宜上、2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=118.02円)による。以下別段の記載がない限りこれによる。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5円ヘッジクラス(以下「VT5円ヘッジクラス」という。)

1,000億円を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10円ヘッジクラス(以下「VT10円ヘッジクラス」といい、VT5円ヘッジクラスとあわせて「円建て受益証券」という。)

1,000億円を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5米ドルクラス(以下「VT5米ドルクラス」という。)

10億米ドル(約1,079億2,000万円)を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10米ドルクラス(以下「VT10米ドルクラス」といい、VT5米ドルクラスとあわせて「米ドル建て受益証券」という。)

10億米ドル(約1,079億2,000万円)を上限とする。

(注)米ドルの円換算額は、便宜上、2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.92円)による。以下別段の記載がない限りこれによる。

() 継続申込期間(2019年12月23日から2020年12月28日まで)

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5豪ドルヘッジクラス

10億豪ドル(約728億8,000万円)を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10豪ドルヘッジクラス

10億豪ドル(約728億8,000万円)を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5ユーロヘッジクラス

10億ユーロ(約1,180億2,000万円)を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10ユーロヘッジクラス

10億ユーロ(約1,180億2,000万円)を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5円ヘッジクラス

1,000億円を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10円ヘッジクラス

1,000億円を上限とする

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5米ドルクラス

10億米ドル(約1,079億2,000万円)を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10米ドルクラス

10億米ドル(約1,079億2,000万円)を上限とする。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和元年11月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）に、誤記により訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

下線部は訂正の内容を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

トレンド指標

（中略）

トレンド回顧期間の長さは、かかる選択日（同日を含む。）に至るまでの21インデックス営業日の期間を通じたコアアセットの年率換算後のボラティリティの10日間平均（以下「1か月平均実現ボラティリティ」という。）と比較したときの、関連する選択日（同日を含む。）に至るまでの10インデックス営業日の期間を通じたコアアセットの日次リターンに基づくコアアセットの年率換算後のボラティリティ（以下「現在実現ボラティリティ」という。）に依拠する。現在実現ボラティリティが1か月平均実現ボラティリティと等しい場合、トレンド回顧期間は、60インデックス営業日となる。現在実現ボラティリティが1か月平均実現ボラティリティを上回る場合、トレンド回顧期間は、60インデックス営業日より短くなり（ただし、最短20インデックス営業日）、また現在実現ボラティリティが1か月平均実現ボラティリティを下回る場合、トレンド回顧期間は、60インデックス営業日より長くなる（ただし、最長120インデックス営業日）。

現在実現ボラティリティが1か月平均実現ボラティリティを上回る場合、各本インデックスは、コアアセットのパフォーマンスのトレンドを判断するため、短期のトレンド回顧期間を用いる。現在実現ボラティリティが1か月平均実現ボラティリティを上回る場合、関連する本インデックスは、このことをもってコアアセットのボラティリティが上昇トレンドにあると解し、これにより、関連する本インデックスがトレンド回顧期間の長さを短縮することになる。対照的に、現在実現ボラティリティが1か月平均実現ボラティリティを下回る場合、本インデックスは、このことをもってコアアセットのボラティリティが下降トレンドにあると解し、これにより関連する本インデックスがトレンド回顧期間の長さを伸長することになる。変動性のより高い市場において短い前の期間がより現在のトレンドを示唆するものであり、およびより安定した市場において長い前の期間がより現在のトレンドを示唆するものであるという前提により、かかる方針が予測されている。とりわけ、より変動性の高い市場においてトレンドが意味をなさなくなる傾向にあることから、かかる方針が該当するという保証はない。

（後略）

<訂正後>

トレンド指標

(中略)

トレンド回顧期間の長さは、かかる選択日（同日を含む。）に至るまでの60インデックス営業日の期間を通じたコアアセットの年率換算後のボラティリティの10日間平均（以下「3か月平均実現ボラティリティ」という。）と比較したときの、関連する選択日（同日を含む。）に至るまでの10インデックス営業日の期間を通じたコアアセットの日次リターンに基づくコアアセットの年率換算後のボラティリティ（以下「現在実現ボラティリティ」という。）に依拠する。現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティと等しい場合、トレンド回顧期間は、60インデックス営業日となる。現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを上回る場合、トレンド回顧期間は、60インデックス営業日より短くなり（ただし、最短20インデックス営業日）、また現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを下回る場合、トレンド回顧期間は、60インデックス営業日より長くなる（ただし、最長120インデックス営業日）。

現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを上回る場合、各本インデックスは、コアアセットのパフォーマンスのトレンドを判断するため、短期のトレンド回顧期間を用いる。現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを上回る場合、関連する本インデックスは、このことをもってコアアセットのボラティリティが上昇トレンドにあると解し、これにより、関連する本インデックスがトレンド回顧期間の長さを短縮することになる。対照的に、現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを下回る場合、本インデックスは、このことをもってコアアセットのボラティリティが下降トレンドにあると解し、これにより関連する本インデックスがトレンド回顧期間の長さを伸長することになる。変動性のより高い市場において短い前の期間がより現在のトレンドを示唆するものであり、およびより安定した市場において長い前の期間がより現在のトレンドを示唆するものであるという前提により、かかる方針が予測されている。とりわけ、より変動性の高い市場においてトレンドが意味をなさなくなる傾向にあることから、かかる方針が該当するという保証はない。

(後略)

別紙A 定義

<訂正前>

(前略)

非米ドル建て受益証券 豪ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および円建て受益証券をいう。

1か月平均実現ボラティリティ 各本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス、トレンド指標」の項において定める意味を有する。

英文目論見書 2015年5月付のトラストに関する英文目論見書（随時修正または補足される。）をいう。

(中略)

償還日 2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。

名義書換代理人 シティコープ・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッドまたはサブ・ファンドの名義書換代理人として受託会社および管理会社に選任されるその他の者をいう。

(後略)

<訂正後>

(前略)

非米ドル建て受益証券 豪ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および円建て受益証券をいう。

英文目論見書 2015年5月付のトラストに関する英文目論見書（随時修正または補足される。）をいう。

(中略)

償還日 2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。

3か月平均実現ボラティリティ 各本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス、トレンド指標」の項において定める意味を有する。

名義書換代理人 シティコープ・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッドまたはサブ・ファンドの名義書換代理人として受託会社および管理会社に選任されるその他の者をいう。

(後略)